

四日市市告示第242号

農業経営基盤強化促進法による不動産登記嘱託に関する取扱要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

農業経営基盤強化促進法による不動産登記嘱託に関する取扱要綱を廃止する要綱

農業経営基盤強化促進法による不動産登記嘱託に関する取扱要綱（昭和58年四日市市告示第153号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。  
（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正）
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
（押印の省略）		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
（略）		
ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱 （令和2年四日市市告示第	（略）	

101号)

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱 (令和2年四日市市告示第101号)	(略)	
<u>農業経営基盤強化促進法による不動産登記嘱託に関する取扱要綱(昭和58年四日市市告示第153号)</u>	<u>第5条第2項及び第1号様式から第3号様式まで</u>	

(農業委員会事務局)